

皆さんの質問箱



★ 母子福祉年金について

問 私は五年前に夫と死別(病死)しその後二十三才になる長男と十四才になる次男を養育してきましたが、二年前前から体の具合が悪く殆んど寝たつきで働く事もできず、したがって私の収入は全然なく、長男の給料だけで母子三人が生活をしています。このたび母子福祉年金が支給されると聞きましたが、私のように病人で働くこともできず、収入もなく、長男の収入だけで生活している家庭の者にも母子福祉年金は貰えるのでしょうか。

答 大変お気遣いな状態でご同情申し上げます。母子福祉年金が支給されるためには次の要件をみたしていただく必要があります。

- ① 夫と死別して
- ② 夫の死亡したとき夫から養われていた子供で現在義務教育終了前の子の生計を維持している。
- ③ 二十才以上の未亡人
- ④ 二十才以上の子がいないことになっていません。しかし次のような場合には貰えません。
- ⑤ 公的年金例えは遺族年金等の額が年金の額より多い場合

◎ 監獄や少年院に入っている間
二十五才以上の子と同居している場合

◎ 等になつていません。
そこであなたの場合は、以上の要件から考えますと、一応資格があるようです。

ただあなたが自分の収入がなく長男の給料によって生活をしているような場合に十四才になる子供を養つていてということになるかということが一つの問題になるわけですが、このたび皆様方の生活の実態に合うように認定基準が拡大されましたので、あなたのような場合にも支給されるようになります。ただしあなたは二年位の療養期間でよかつたのですが、これがおおむね三年を越えますと支給停止になりますのでできるだけ早くお元気になれますようお願いいたします。

問 私は三十四才になる未亡人ですが夫との死別後子供(八才)を他家へ養子縁組しましたが、私もその後どうやら生活の目途もつきましたので子供と一緒に暮らしたいと思つていますが、その場合母子福祉年金は支給されるのでしょうか。

答 この年金は、母と義務教育終了前の子供の生活関係が一つの大事な支給要件になつていますが、つまり昭和三十四年十一月一日現在子供を養つていないことになりません。そこであなたの場合その事実がありませんので支給されないこととなります。(国民年金課)

(前頁から)

生産性の向上とは………
今、述べた対策の内生産性向上とは、生産力の向上としばしば誤解もされるのであるが、たゞ単なる増産の意味ではなく生産手段毎の効率を意味するものである。すなわち、すべて物の生産には土地、資本、労働の三つが必要であるが、その各部門毎の効率の向上が望まれることでありこの点質、量共に劣化して行く農業従事者にとっては実に難かしい問題ではあるが、この解決なくして今後の国際競争に打ち勝つことはできないと考えられる。

生産販売の協同化を広く……

次に生産販売を一貫した協同化であるが、このことは特に蔬菜、果樹、畜産物等今後の農業生産の重点となるものにより適用されるものであるが、現在すでに農家個々の協同による農業法人の考え方も出て来ており協同化の協同化の機運は進みつつあるということが出来るが、又反面「隣り百姓」からより広い地域性を持つた協同化(作目的にも品種的にも、販売面にも)が必要であり、農民の自衛力増強は協同化がその最も近道であることとを銘記させることが必要ではなからうか。最後の生産部門各々の補完関係の確立であるが、このことは現在の個々の農家の場合、各作目それぞれが孤立した形で経営されているということである。すなわち、孤立した畜産、孤立した果樹、

孤立した蔬菜等全部が各個ばらばらに同一経営内に雑居しておるということである。この点、農業経営はその中心となる作目があり、その他の作目は総てその作目をよりよくする為に結合させねばならないのであつて、例えば果樹をその経営の中心作目とするのであれば、その果樹をよりよく育てるための堆肥源としての畜産が結びつき、畜産のための飼料生産又そのための水稲早期の導入といったように、全部が有機的なつながりを持つことが同一経営内部における経営改善の中心とならねばならないと考えられる。

以上、述べたように農業経営改善の方法は極めて複雑であり、又「言うは易く、行ふは難し」的な事柄が多いのであるが必然的に迫りくる、穀物中心農業の危機を回避するためには万難を排してもそのより良い対策を考え、可能な範囲からの実行に着手すべき時期ではないかと考えられる。(八代農業経営試験場)

お知らせ

このたび三月一日付で次のとおり県の人事異動が行われました。
(註)カソコ内は旧職
▽民労部次長小山峯雄(人事委員会事務局次長)
▽総務部秘書課長川辺正人(民労部次長)
▽東京事務所長井出進(有明海自動車航送船組合事業部次長)
▽商工水産部観光課長補佐岸本清三郎(総務部付、元農業改良課長)
▽人事委員会事務局長内村徹(東京事務所長)

お知らせ

黒石桑園に電話新設……★
県畜業試験場黒石桑園の経営研究事業地に電話が開通しました。
(電話番号 西合志十八番)
★熊本市から通話する場合は、ダイヤル一〇八を廻して菊池局を呼出し、口頭で「何番から西合志十八番」といえば即時通話ができます。
(熊本県畜業試験場)

乳幼児の一斉健康診断はじまる……★

(対象)
1、乳児 昭和三十四年四月一日から三十五年三月三十一日までに生まれたもの
2、幼児 昭和三十三年四月一日から、三十四年三月三十一日までに生まれたもの
(期間)
四月一日から二十日まで
★乳幼児のいるご家庭では、期間中に忘れず市町村役場で健康診断を受けて下さい。
(衛生部)

★ 県政 フラ ッ シ ュ ★

- ・左上……開拓地の開墾を機械化で……さる2月中旬本渡市で開かれた講習会の模様
- ・左中……2月17日、県立図書館での新生活運動実績発表大会、ホールはいつぱいの参加者であふ。
- ・左下……三年ぶりに帰国した県派米労働者のための歓迎会、中央は祝盃をあげる水上副知事(2月11日)
- ・右上……熊日ホールで開かれた、県広報研修会で挨拶をのべる寺本知事(2月19)
- ・右下……同じく終日活潑だつた討論風景

